明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通六九一～七〇一）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人科学技術振興機構落札者等、日本放送協会落札者等、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　四
会社その他
会社決算公告　四九
五三

告示

○国土交通省告示第六百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1216	騒音防止装置　98－A09C－03	日野　QRG－RU1A　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台3丁目1番地1

○国土交通省告示第六百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020092	突入防止装置　リヤバンパー　LR－001	株式会社パプコ　神奈川県海老名市柏ヶ谷456番地

○国土交通省告示第六百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GS－1027	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　SAA6D140E－6－A	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：20.7kPa　吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：15.1kPa	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目3番6号

○国土交通省告示第六百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十四日次のとおり自動車の装置及びその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020058	突入防止装置　ShinMaywa　RB－S－00004	新明和工業株式会社　兵庫県宝塚市新明和町1－1

○国土交通省告示第六百九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020110	突入防止装置　KYOKUTOWR　25－0120	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口6丁目1－45